

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)**3367号**

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>

復活したSL大樹「土津」(福島県下郷町)

## もくじ

随情情 情情情 政

想報報 報報報 策

|                                      |                         |
|--------------------------------------|-------------------------|
| 「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」について           | 国土交通省都市局都市計画課 法制係長 窪田 旭 |
| 令和7年度公有物件災害共済事業の概要報告                 | 国土交通省都市局都市計画課 法制係長 窪田 旭 |
| 令和7年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告           | 国土交通省都市局都市計画課 法制係長 窪田 旭 |
| 森林の空間利用で地域に新たな価値を「森林サービス産業白書」の刊行について | 国土交通省都市局都市計画課 法制係長 窪田 旭 |
| 公益社団法人 国土緑化推進機構 政策企画部主任 矢島万理         | 国土交通省都市局都市計画課 法制係長 窪田 旭 |
| 町村ご当地キヤラじまん                          | 国土交通省都市局都市計画課 法制係長 窪田 旭 |
| 町村が光る「明日香まるごと博物館」づくり                 | 国土交通省都市局都市計画課 法制係長 窪田 旭 |
| 奈良県町村会長・明日香村長 森川 裕一                  | 国土交通省都市局都市計画課 法制係長 窪田 旭 |

## コラム

### 52年ぶりに汽笛がこだました日

フリーアナウンサー 青山 佳世

「52年ぶりに会津鉄道にSLが走る風景を見る」とは思わなかった「母に一目見せてあげたくて連れてきました」「学生時代、SLで通ったのよ鉄道ファンはもうみんなですが、地元の方々の見送る表情、手を振る姿に胸が熱くなりました。」

この日、福島県イステイネーションキャンペーンの一環で、会津鉄道に52年ぶりにSLが走るというところで会津は大いに盛り上がりました。SL大樹土津(はにつ)という名の特別な観光列車は高額のツアーでなければ乗車できないこともあり、私たちの多くは駅や沿線からその雄姿を見送るしかありませんでした。しかし、乗客だけでなく、沿線の人々までもがその運行を楽しみ、見守ったことにこそ、この列車運行の価値があったように思います。

東武鉄道、野岩鉄道、会津鉄道、東日本旅客鉄道の4社の線路を走ること自体難からホースで給水するなど、線路はつながっていても、52年ぶりのSL運行実現は容易ではありませんでした。いったい何人の方々がこの日のために尽力されたことでしょうか。

「こんなに大勢の人は初めて、こんな超満員の普通列車も初めて」と会津鉄道の運転士さん。運行に関わる皆さんは、大変というよりどこか楽しそうです。

この多くの熱い思いで会津を走ったSLは観光振興のみならず、郷愁を感じる機会としても、極めて大きな意義があったように思います。

最近各地にお伺いする時には、意識してローカル線に乗るようになっています。車の移動は効率的である反面、あつという間に通り過ぎてしまい、町の位置関係が印象に残らないことがあります。

一方鉄道は上り坂下り坂の地形なども実感として分かっています。山深い地に線路を引いて列車を走らせることがいかに大変だったか先人たちの鉄道技術が成し遂げた情熱、地域とのつながり、さまざまなシーンが思い起こされます。利用の少ない路線の廃駅や廃線の話題も耳にしますが、鉄道を地域の足、移動手段としてだけでなく、歴史的な鉄道文化、鉄道遺産としての意義を後世に残したいという熱い思いを結集した明るい話題も聞かれます。

災害で鉄道が被災した時が大きなターニングポイントになることが多いですが、人口減少、利用者減少の中、コストをかけてでも鉄道の運行継続を願う、その歴史と価値を再認識する人々の姿や、沿線住民が一体となって鉄道を支える姿を見ると、ついエールを送りたくなります。

令和2年の豪雨災害で甚大な被害のため運行を休止したくま川鉄道は、今年9月20日に全線運行を再開します。

沿線の皆さんが待ちわびるその日に向け、鉄道会社は安全運行の準備を進めています。また、沿線では応援団を中心に再開への機運が高まっています。地元の人々も旅行者も列車に乗って沿線の魅力を楽しむことで、その利用が鉄道の収益を支え、運行継続につながることを願っています。

## 写真キャプション

全国でも珍しい茅葺屋根の駅舎、湯野上温泉駅。江戸時代の宿場町の面影を残す「大内宿」への玄関口として知られる。駅舎の中には囲炉裏もあり、風情ある景観は2002年「東北の駅百選」に選定された。隣接する「親子地蔵尊の湯」では、のんびりと足湯に浸かりながら、ホームへ入ってくる列車を眺めることができる。

# 「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」について

国土交通省都市局都市計画課 法制係長 窪田 旭

## 1 はじめに

2002年（平成14年）に都市再生特別措置法が制定されてから四半世紀が過ぎようとしています。この間、政府においては、大都市の国際競争力の強化と地方都市の魅力の向上、コンパクト・プラス・ネットワーク、「居心地が良く歩きたくなる」まちながづくりなど、都市における人々の豊かな暮らしや経済の活性化に向けた施策に取り組んできました。一方で、この四半世紀の間に、我が国は本格的な人口減少社会に突入し、特に、近年は、働く場所やまちなかの魅力の不足により地方都市を中心に若者の地元離れが深刻化しています。また、地球温暖化等を背景として災害もますます激甚化・頻発化するとともに、SDGsやウェルビーイングが急速に社会に根差す中で、都市において、持続可能性や、精神的な豊かさ、生活の質・価値などが重視されてきています。

こうした課題やニーズに対応していくためには、全国の都市で、若者の起業やイノベーションを促す場をまちなかに集積することにより地域

の稼ぐ力を強化するとともに、地域の歴史や文化、自然環境の中で大切にされてきた資産を活かして、地域に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間を実現することが必要だと考えています。こうした取組を「令和の都市（まち）リノベーション」と称し、これを推進するため、国土交通省は、令和8年3月に都市再生特別措置法等の改正法案を特別国会に提出し、5月に可決・成立、同月27日に公布されました。

本稿では、この法改正の内容をご紹介します。

## 2 都市再生特別措置法等の改正の内容

◆ 一般の都市再生特別措置法等の改正は、大きく四本の柱からなります。

■ 都市機能のさらなる集積・連携による地域の活性化

地方都市を中心に人口減少等が進む中で、地域全体の活力を維持し、生活に必要なサービスを確保していくため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度によりコンパクト・プラス・ネットワークを推進し、居住や、医療・福祉・商業などの生活関連機能をまちなかに誘導し

てきました。こうした取組は一定の成果を上げてきたところですが、近年、若者の地方離れなどが深刻化する中で、地域の稼ぐ力の強化やまちなかの賑わいの創出が大きな課題となっています。また、地域課題の解決に貢献する民間都市開発事業等についても、所有者不明土地への対応や、建築費高騰等による計画の見直し、工期の延長等の課題に直面しています。

こうした課題を踏まえ、まちなかへの業務施設等の誘導を始めとした都市機能のさらなる集積・連携による地域の活性化を推進するための措置を講じました。

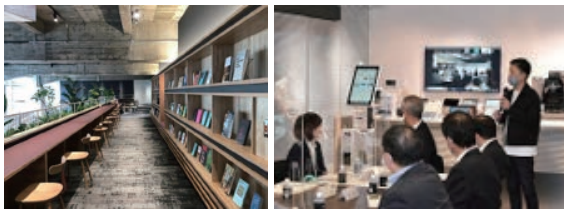
① まちなかでの業務施設等の立地促進

地域の稼ぐ力やまちなかの賑わい創出のため、立地適正化計画において、これまで誘導してきた生活関連機能（都市機能増進施設）に加えて、若者の働く場であるオフィスや地場産業関連工場、若者の起業やイノベーション等を促進するようなコワーキングスペースやインキュベーション施設、人々をまちなかに呼び込む核となるホテルやスタジアム・アリーナ等を「特定業務施設等」とし

## 政 策

てまちなかへの誘導を図るための制度を創設しました。

これにより、市町村が特定業務施設等を誘導するため都市計画に「特定業務施設等誘導地区」を定め、用途・容積率制限を緩和することや、民間都市開発推進機構が特定業務施設等の整備に対する金融支援を行うことが可能となるほか、特定業務施設等の共同利用スペース等の整備に対する予算支援を行うこととしております。



▶業務施設等のイメージ

（左上から時計回りに業務施設（オフィス）…群馬県前橋市、業務支援施設（インキュベーション施設）…新潟県長岡市、集客施設（スタジアム）…長崎県長崎市）



②広域連携による都市圏での高次都市機能等の確保  
立地適正化計画  
画については、  
2014年（平成26年）の制度

創設以降、全国650の市町村（2025年（令和7年）12月31日時点）において計画策定が進むなど、順調に取組が進んでいる一方で、人員や財源、データ等の不足により、特に小規模の市町村における計画策定が課題となっています。また、複数市町村による広域的な生活圏や経済圏が形成されている場合、広域的に効率的な施設配置を図ることも重要です。

このため、市町村が定める立地適正化計画について、都道府県が市町村に対して必要な助言・協力等を行うとともに、市町村から求めがある場合には、都道府県は、市町村相互間における必要な調整を行う旨を法律に規定しました。

③都市機能の集積や更新等を担う都市開発事業の推進

都市再生に向けて都市機能の集積や更新等を図っていくためには、民間都市開発事業等の円滑な施行を後押しする必要があります。

このため、市街地整備事業に係る制度の見直しや民間都市再生事業計画の大臣認定の申請期限の延長（2032年（令和14年）3月末まで）等を行いました。

市街地整備事業に係る制度の見直しについて、具体的には、土地区画整理法及び都市再開発法を改正し、土地区画整理事業や市街地再開発事業の施行地区に所有者不明土地が存在する場合でも事業を円滑に進めることができるよう、事業の施行者が所有者不明土地管理人の選任請求（民法）の主体として認められることを明確化する等の措置を講じました。

■地域の歴史・文化や景観・環境に根差すまちづくりの推進

近年、地方部を中心に人口減少や若者の地元離れが深刻化し、まちの活力や賑わいが失われつつある中で、地域の人々が、地元の魅力を実感しながら、愛着や誇りをもって暮らすことができるまちを実現していくことが求められています。こうした課題に対しては、各地域で、その地域ならではの、個性や魅力を改めて見つめ直すとともに、それらを生み出す、地域の核となる資産を活かしたまちづくりを進めることが重要です。

このため、今回の改正では、地域の歴史・文化等に根差したまちづくりを推進するための制度創設等を行

いました。  
①地域の大切な資産のリノベーションや活用等の促進

地域で大切にされてきた建築物をリノベーションし、カフェや、コワーキングスペース等として活用することを推進し、エリア全体の活力と魅力の向上を図るため、都市再生特別措置法に基づく自治体のまちづくり計画である都市再生整備計画において、地域固有の魅力を活かしたまちづくりに重点的に取り組むエリアを「固有魅力維持向上区域」として位置づけることができるとしました。

当該区域内においては、地域の核となる建築物（特定固有魅力形成建築物）の改築等に係る届出制度や、地域固有の魅力を形成する建築物の整備・管理に関する、所有者間で共通のルールを定める承継効付きの協定（固有魅力維持



▲特定固有魅力形成建築物のイメージ

## 政 策

向上協定）制度を創設するとともに、特定固有魅力形成建築物等のリノベーションや活用をする場合に、社会資本整備総合交付金による支援や、民間都市開発推進機構による金融支援を可能としました。

②地域の個性を引き継ぐ歴史まちづくりの拡充

歴史・文化を活かしたまちづくりについては、全国約100市区町村が、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「歴史まちづくり法」という。）に基づく歴史的風致維持向上計画（以下「歴史まちづくり計画」という。）を作成し、国の認定を受けて進められています。一方で、これまでの歴史まちづくり計画は、国宝や国指定の重要文化財等の文化財建造物を核とした計画に限定されていました。しかしながら、地域にとっては、これら以外の建造物であっても、その固有の歴史や文化に根差す大切な建造物があり、これを核とした個性豊かなまちづくりを進めることが、地域の魅力向上につながります。

このため、歴史まちづくり法を改正し、歴史まちづくり計画の作成に必要な文化財を国の登録文化財や市

町村指定の文化財等にも拡大し、計画作成が可能となる自治体の裾野を広げることとしました。また、令和8年度予算において歴史まちづくりを観光振興の観点から支援する新たな予算事業も創設しました。

③良好な景観形成に向けた取組の充実

景観も地域の人々が愛着や誇りをもつことができる大切な資産であり、今後は景観資源を保全するだけにとどまらず、これらの再生や活用を積極的に取り組むことが重要です。多くの地方都市には、商店街や温泉街など、地域にとって貴重な建築物等が残されていますが、「所有者のみでは改修費が負担できない」「相続したが活用の見込みはない」「借り手もない」などの事情から、そのまま放置され、良好な景観が損なわれている状況があります。

良好な景観形成に向けてこうした建築物等の活用を促進するため、景観法を改正し、景観整備推進法人の指定を受けた民間会社等が、所有者に代わって建造物の改修・利活用等を行い、面的に景観再生を図るための承継効付きの協定制度を創設しました。

また、複

数の市町村にまたがる広域的な景観について、市町村間の方針が



▲歴史まちづくり・景観再生の先行事例：愛知県犬山市

揃わないことにより、景観の調和が図られていないという課題があるところ、景観法の改正により、広域的な景観の保全に向けた都道府県の機能として、関係市町村の意見を聴いたうえで広域的な景観形成に関する基本方針（広域基本方針）を作成することができるよう、市町村間での調整を行う協議の場（広域景観協議会）を設けることができることとなりました。

■官民連携による適切なマネジメントを通じた地域の付加価値の維持・向上

人口減少が本格化する中、精神的な豊かさや生活の質、価値の向上に重きを置く成熟社会の都市再生では、官民が連携してまちづくりに取り組み、経済的価値だけでなく、公共的価値を実現していくことが必要です。また、まちの魅力やエリア価値の向上を図るうえでは、整備後

のマネジメントが極めて重要であることから、まちの適切な維持・管理を推進するための制度を創設しました。

①民間事業者等の公共貢献を活かしたまちづくりの促進

まちづくりにおいて、民間プロジェクトを通じ、官民一体の継続的な取組により、地域の魅力を高めていくためには、プロジェクトの構想段階から、竣工後の公共公益施設の質の高い管理・運営等を計画することが重要です。

このため、都市再生特別措置法において、自治体と民間事業者で、公共公益施設の整備・管理の内容を取り決める協定制度を創設し、民間都市開発における公共空間等の日常的な維持管理や災害時の避難施設への活用、地域の賑わいイベントの実施、周辺の空き地の活用など、ソフト面を含む民間の多様な公共貢献を容積率緩和等で積極的に評価するほか、特に、都市再生緊急整備地域においては、当該協定に基づき整備・管理される公益的施設の固定資産税等の軽減の措置を講ずることにより、こうした民間のプロジェクトを促進することとしています。

## 政 策

▼対象となる「公共公益施設」のイメージ  
 〈上から広場・公園（グラングリーン大阪）、イノベーション拠点（JAMBA SE）：大阪府大阪市〉



区域に限って居住誘導区域から除外していました。しかしながら、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえると、一定の住宅建設が許容されているとしても、あくまで災害による

また、防災指針に位置づけられた防災施設（緑地・広場等の避難場所、備蓄倉庫、非常用発電施設等）の適切な管理を確保するために、市町村と防災施設の所有者等の間で承継効付きの協定（防災施設管理協定）を締結できることとしました。

今回創設された支援制度も含め政策ツールを総動員して、国土交通省

このため、都市再生特別措置法において、エリアマネジメント活動の持続性を確保するため、活動を「見える化」する計画制度を創設すると

①より安全な市街地への居住の誘導  
 これまで立地適正化計画における居住誘導区域については、住宅の建築を全面的に禁止している災害危険

市（以下「防災指針」という。）を記載することとされていますが、防災指針についても、居住者に加え、来街者も想定したものとなるよう見直しを図りました。

また、地方整備局等の職員が直接自治体を訪問し、客観的なデータ等を用いた技術的サポートを行う「令和の都市（まち）リノベーション全国推進運動」にも取り組み始めました。

有しています。

以下、以下の制度的措置を講じました。

国土交通省では、昨年度から、各自治体がコンパクト・プラス・ネットワークの自らの政策効果を的確に把握し施策に反映できるよう、まちづくりの客観的なデータ等の提供や分析を自治体に対して行う「まちづくりの健康診断」を実施しています。



地域の価値向上や社会課題解決のために不可欠な活動ですが、社会課題の複雑化や価値観の多様化に伴い、これまで以上に幅広い取組が求められている一方で、担い手不足、人材育成、採算性の確保などに課題を有しています。

近年、災害がますます頻発化・激甚化する中で国民が安心・安全な暮らしを確保するためには、都市の安全確保が急務であり、このため、居住や暮らしの誘導と密接にかかわる立地適正化計画との連携を一層強化していくことが重要であることから、以下の制度的措置を講じました。

②災害時における居住者、来街者の安全確保  
 今般の法律改正により、立地適正化計画に特定業務施設等の誘導が位置づけられ、都市外からの来訪者も考慮したまちなかへの都市機能の集積を進めていくこととなります。立地適正化計画には、居住や生活関連機能の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下「防災指針」という。）を記載することとされていますが、



「危険の著しい区域」である災害危険区域に対して、居住誘導を積極的に図るべきでないと考えられます。このため、災害危険区域については全域を立地適正化計画の居住誘導区域から除外することとしました。

「アリーナを地域の防災拠点として活用している事例  
 〈上から屋内避難スペース、防災備蓄倉庫（かみす防災アリーナ）…茨城県神栖市〉

## 政 策

のもつ現場力を活かし、地域の取組をしっかりと後押ししてまいります。

## 4 おわりに



都市(まち)は、私たちの生活や経済活動の場を提供する我が国の活力の源泉です。そんな我が国の都市は、令和という時代の今、大きな転換を迎えています。こうした転換点にあつて、国土交通省では、人々が「住み続けたい」「訪れたい」と感じられる都市空間の形成をめざし、「令和の都市(まち)リノベーション」を力強く推進しています。今回の法改正の内容をしっかりと周知・運用し、引き続き、自治体やまちづくり団体、民間事業者をはじめとするまちづくりにかわる皆さまとともに、持続可能で魅力と活力のある都市の未来を築いてまいります。

## 【お問い合わせ先】

TEL: 03-52553-8409

MAIL: hqt-toshi-keikaku@

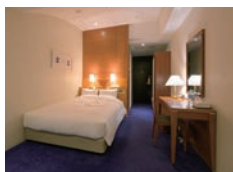
gxb.mlit.go.jp

## 客室のご案内

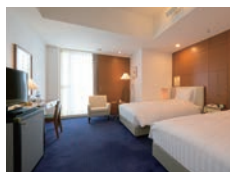
SINGLE ROOM

シングル  
119室

DOUBLE ROOM

ダブル  
12室

TWIN ROOM

ツイン  
18室

和室もございますのでお問い合わせください。

※市町村職員共済組合等の宿泊施設利用助成券がご利用いただけます。

ご予約・お問い合わせ



全国町村会館

TEL.03(3581)0471

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

Webサイト URL <https://www.zck.or.jp/kaikan/>

## ●全国町村会館へのアクセス

- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約7分

# 車両共済(保険)のご案内

## (一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

## 町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら!

- 無事故による割引で新規から **44%(保険料)割引**
  - ・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払による割引でさらに **5%割引**
  - 保険料分割払(12回)も選択可能です。
  - ・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

## ●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

## 株式会社 千里(取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <https://www.chisato-ag.co.jp/>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間: 祝日、年末年始を除く月~金 午前9時30分~午後5時)

TEL

0120-731-087

FAX

03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

[SJ23-05507(2023.8.1作成)]

情 報

表(1) 受託実績

| 区 分   | 令和7年度            | 令和6年度            | 比較増減          | 増減率  |
|-------|------------------|------------------|---------------|------|
| 件 数   | 258,133件         | 256,983件         | 1,150件        | 0.4% |
| 共済責任額 | 24,802,699,288千円 | 24,643,286,317千円 | 159,412,971千円 | 0.6% |
| 収入分担金 | 6,065,528,276円   | 6,009,288,116円   | 56,240,160円   | 0.9% |

表(2) 罹災状況

| 区 分   | 令和7年度          | 令和6年度          | 比較増減         | 増減率   |
|-------|----------------|----------------|--------------|-------|
| 件 数   | 2,373件         | 2,344件         | 29件          | 1.2%  |
| 支払共済金 | 2,514,652,203円 | 2,223,319,254円 | 291,332,949円 | 13.1% |
| 損 害 率 | 41.5%          | 37.0%          | 4.5%         | —     |

表(3) 用途別罹災状況

| 用 途 別         | 件 数           | 支払共済金                 | 損 害 率          |
|---------------|---------------|-----------------------|----------------|
| 学 校 関 係 施 設   | 519件 (21.9%)  | 161,795,797円 ( 6.4%)  | 2.7% ( 12.3%)  |
| 役 場 関 係 施 設   | 205 ( 8.6 )   | 193,997,577 ( 7.7 )   | 3.2 ( 40.7 )   |
| 医 療 関 係 施 設   | 38 ( 1.6 )    | 67,698,781 ( 2.7 )    | 1.1 ( 30.6 )   |
| 住 宅 施 設       | 142 ( 6.0 )   | 162,602,325 ( 6.5 )   | 2.7 ( 41.9 )   |
| 社会教育・文化施設     | 276 (11.6 )   | 180,819,071 ( 7.2 )   | 3.0 ( 22.1 )   |
| 福 祉 関 係 施 設   | 166 ( 7.0 )   | 71,090,999 ( 2.8 )    | 1.2 ( 13.4 )   |
| 体育・レクリエーション施設 | 300 (12.6 )   | 289,754,875 (11.5 )   | 4.8 ( 38.3 )   |
| 環 境 衛 生 施 設   | 291 (12.3 )   | 961,739,990 (38.2 )   | 15.9 ( 131.4 ) |
| そ の 他 施 設     | 436 (18.4 )   | 425,152,788 (17.0 )   | 7.0 ( 52.3 )   |
| 合 計           | 2,373 ( 100 ) | 2,514,652,203 ( 100 ) | 41.5 ( — )     |

(注) 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、( ) は各用途区分収入に対する用途別の損害率である。  
また、合計欄の損害率は総分担金収入に対する支払共済金総額の割合であり、用途別の損害率の合計ではない。

表(4) 災害見舞金交付状況

| 区 分      | 令和7年度       | 令和6年度 | 比較増減        |
|----------|-------------|-------|-------------|
| 件 数      | 44件         | 0件    | 44件         |
| 災害見舞金交付額 | 12,879,897円 | 0円    | 12,879,897円 |

(注) 災害見舞金については、令和6年度より新たな制度となっており、初年度である令和6年度については交付を行っていない。  
(注2) 令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」に係る災害見舞金のうち石川県分については、申請期限を令和12年3月末日まで延長（令和7年3月・理事会議決）したため、令和7年度は石川県分以外を交付した。

5. 異常危険準備金  
風水災、地震・津波等の巨大災害リス
4. 支払備金  
既発生事故であって共済金等が未請求となつて
3. 用途別罹災状況  
用途別の罹災状況は、表(3)のとおり。罹災件数は、学校関係施設に次ぎ、その他が多く、体育・レクリエーション施設、環境衛生施設、社会教育・文化施設が続いています。
2. 罹災状況  
本年度の罹災状況は、表(2)のとおり。罹災件数は2、373件で、前年度比29件（同1・2％）の増となり、支払共済金は2億9、133万3千円（同13・1％）増の25億1、465万5千円となりました。なお、収入分担金60億6、552万5千円に対する損害率は41・5％となりました。
1. 受託実績  
本年度の受託実績は、表(1)のとおり。受託件数は258、133件で、前年度比1、150件（同0・4％）の増となった。また、共済責任額は前年度比1、594億5千円（同0・6％）増の24兆8、026億5千円となりました。収入分担金は60億6、552万5千円で、前年度60億928万5千円に比し5、624万5千円（同0・9％）の増となりました。

【建物災害共済事業】  
建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するため、昭和23年4

月より地方自治法第263条の2（相互救済事業経営の委託）の規定に基づいて実施し、現在に至っています。  
この間、共済委託町村並びに各都道府県町村会のご理解と多大な協力を得て事

業を実施するとともに、共済委託団体の財政負担の軽減をはかり、共済委託物件の加入推進に努めているところです。  
本年度の共済基金分担金収入60億6、552万5千円等を含む経常収益合計は、

一般財団法人全国自治協会は、地方自治法第263条の2の第1項の規定に基づき、公有建物の災害共済事業及び公有自動車の損害共済事業を行っています。去る令和8年6月17日開催の理事会において、令和7年度事業報告及び決算について承認を得たことから、次のとおりその概要を公表いたします。  
なお、町村通報への掲載は、公有物件災害共済規約第18条の『地方自治法第263条の2の第2項に定める事業の経営状況の通知等は、「町村通報」に掲載する」との定めによるものであります。  
本協会としては、今後とも、共済委託町村等の皆さま方の財政の安定に資するべく、共済事業の安定的な運営に努めてまいりますので、引き続き、継続的にご加入頂きますとともに、対象となる全建物及び全自動車について、ご契約を頂きますようお願い申し上げます。

令和7年度

公有物件災害共済事業の概要報告

一般財団法人全国自治協会

91億3、728万5千円で、共済金25億1、465万5千円を含む経常費用は67億1、381万5千円となり、異常危険準備金の繰入等を行った結果、当期一般正味財産増減額は1億933万5千円の増となりました。本年度の受託及び罹災状況等は、次のとおりです。

情 報

表(5) 消防設備資金融資

| 貸付年度  | 貸付件数 | 貸付額         | 償還済額        | 本年度末未償還元金   |
|-------|------|-------------|-------------|-------------|
| 令和元年度 | 106件 | 3,397,600千円 | 3,076,160千円 | 321,440千円   |
| 令和2年度 | 57件  | 1,156,600千円 | 961,404千円   | 195,196千円   |
| 令和3年度 | 47件  | 863,600千円   | 547,726千円   | 315,874千円   |
| 令和4年度 | 51件  | 751,000千円   | 305,052千円   | 445,948千円   |
| 令和5年度 | 64件  | 797,200千円   | 178,430千円   | 618,770千円   |
| 令和6年度 | 57件  | 770,500千円   | 0千円         | 770,500千円   |
| 令和7年度 | 49件  | 699,100千円   | 0千円         | 699,100千円   |
| 合 計   | 431件 | 8,435,600千円 | 5,068,772千円 | 3,366,828千円 |

表(6) 受託実績

| 区 分     |       | 車両共済                  | 賠償共済                 |                        | 合 計                  |
|---------|-------|-----------------------|----------------------|------------------------|----------------------|
|         |       |                       | 対 物                  | 対 人                    |                      |
| 令和7年度   | 台 数   | 96,291台               | 100,080台             | 99,979台                | 296,350台             |
|         | 収入分担金 | 1,172,206,420円        | 883,281,380円         | 467,588,970円           | 2,523,076,770円       |
| 令和6年度   | 台 数   | 96,482台               | 100,291台             | 100,186台               | 296,959台             |
|         | 収入分担金 | 1,159,702,630円        | 884,268,900円         | 469,278,260円           | 2,513,249,790円       |
| 比較増減(%) | 台 数   | △191台<br>(△0.2%)      | △211台<br>(△0.2%)     | △207台<br>(△0.2%)       | △609台<br>(△0.2%)     |
|         | 収入分担金 | 12,503,790円<br>(1.1%) | △987,520円<br>(△0.1%) | △1,689,290円<br>(△0.4%) | 9,826,980円<br>(0.4%) |

(注) △印は減を示す。

表(7) 損害状況

| 区 分     |       | 車両共済           | 賠償共済         |              | 合 計            |
|---------|-------|----------------|--------------|--------------|----------------|
|         |       |                | 対 物          | 対 人          |                |
| 令和7年度   | 件 数   | 5,778件         | 1,411件       | 95件          | 7,284件         |
|         | 支払共済金 | 1,414,400,958円 | 379,465,875円 | 54,605,952円  | 1,848,472,785円 |
|         | 損 害 率 | (120.7%)       | (43.0%)      | (11.7%)      | (73.3%)        |
| 令和6年度   | 件 数   | 5,933件         | 1,274件       | 112件         | 7,319件         |
|         | 支払共済金 | 1,237,095,158円 | 377,848,826円 | 85,402,202円  | 1,700,346,186円 |
|         | 損 害 率 | (106.7%)       | (42.7%)      | (18.2%)      | (67.7%)        |
| 比較増減(%) | 件 数   | △155件          | 137件         | △17件         | △35件           |
|         | 支払共済金 | 177,305,800円   | 1,617,049円   | △30,796,250円 | 148,126,599円   |
|         | 損 害 率 | (14.0%)        | (0.3%)       | (△6.5%)      | (5.6%)         |

(注) △印は減を示す。

くに備えるための異常危険除準備金は79億3,882万余円となりました。

6. 災害見舞金  
災害見舞金は、地震・噴火・津波による損害に対して交付しますが、本年度においては表(4)のとおり。

7. 諸積立金  
本年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は406億3,685万余円となり、その内訳は、基金積立金350億2,131万余円、運営準備積立金56億1554万余円となりました。

8. 消防設備資金融資  
共済委託町村等に対する還元融資としての消防設備資金の貸付状況は表(5)のとおり。

【自動車損害共済事業】  
自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によって生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、建物災害共済事業と同様、地方自治法第263条の2(相互救済事業経営の委託)の規定による共済事業として、昭和33年10月に発足し、現在に至っています。この間、共済委託町村並びに各都道府県町村会のご理解と多大な協力を得て事業を実施するとともに、事故処理について委託団体に代って示談交渉を行うなど、早期かつ適正な解決に努めています。

本年度の共済基金分担金収入25億2,307万余円等を含む経常収益合計は28

億3,809万余円で、共済金18億4,847万余円等を含む経常費用は28億5,816万余円となり、異常危険準備金の繰入を行った結果、当期一般正味財産増減額は、6億2,451万余円の減となりました。本年度の受託及び損害状況等は、次のとおりです。

1. 受託状況  
本年度の受託実績は、表(6)のとおりで、収入分担金総額は、25億2,307万余円で前年度比9822万余円(0.4%)の増となりました。

共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、96,291台で前年度比191台(0.2%)の減、収入分担金11億7,220万余円で、前年度比1,250万余円(1.1%)の増となりました。また、賠償共済においては対物賠償共済100,080台で前年度比211台(0.2%)の減、対人賠償共済99,979台で前年度比207台(0.2%)の減、収入分担金467,588,970円、前年度比469,278,260円、前年度比1,689,290円(△0.4%)の減となりました。

償共済100,080台で前年度比211台(0.2%)、対人賠償共済99,979台で、前年度比207台(0.2%)、それぞれ減少し、収入分担金は対物賠償共済8億8,328万余円で前年度比98万余円(0.1%)の減、対人賠償共済は4億6,758万余円で、前年度比168万余円(0.4%)の減となりました。

2. 損害の状況  
本年度の損害状況は、表(7)のとおり。損害件数は車両共済で5,778件、前年度比155件の減、対物賠償共済は1,411件、前年度比137件の増、対人賠償共済は95件で前年度比17件減少しました。

また、損害率においては前年度に比べ、車両共済が14.0%、対物賠償共済は0.3%増加し、対人賠償共済は6.5%減少しました。

3. 支払備金  
既発生事故であって共済金が未請求となっているものについては、損害共済金を概算見積りのうえ、本年度支払備金として2億6,885万余円計上しました。

4. 異常危険準備金  
大事故支払リスクに備えるため、40億3,692万余円を異常危険準備金として計上しました。

5. 諸積立金  
本年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は、116億6,683万余円となり、その内訳は基金積立金53億7,254万余円、運営準備積立金62億9,429万余円となりました。

情 報

表1 貸借対照表

令和8年3月31日現在  
(単位：円)

|       |             |                |
|-------|-------------|----------------|
| 資 産   | 現金及び預貯金     | 10,005,164,770 |
|       | 金銭の信託       | 200,000,000    |
|       | 有価証券        | 15,891,361,095 |
|       | 未収収益        | 30,758,474     |
|       | その他         | 418,155,008    |
| 負 債   | 業務用固定資産     | 96,480,217     |
|       | 関係団体出資金     | 5,000,000      |
|       | 繰延税金資産      | 1,886,371,000  |
|       | 合 計         | 28,533,290,564 |
|       | 共済契約準備金     | 12,279,025,030 |
| 純 資 産 | 支払備金        | 1,872,710,000  |
|       | 責任準備金       | 10,406,315,030 |
|       | その他負債       | 154,821,564    |
|       | 引当金         | 11,476,639     |
|       | 負債計         | 12,445,323,233 |
| 純 資 産 | 組合員出資金      | 1,411,102,000  |
|       | 法定準備金       | 7,026,852,650  |
|       | 大規模災害リスク積立金 | 4,975,360,567  |
|       | 事業リスク対応積立金  | 150,000,000    |
|       | 当期末処分剰余金    | 2,524,652,114  |
| 純 資 産 | (うち当期剰余金)   | (905,504,783)  |
|       | 純資産計        | 16,087,967,331 |
|       | 合 計         | 28,533,290,564 |

表3 令和7年度剰余金処分

令和8年3月31日現在  
(単位：円)

| 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|
| I 当期末処分剰余金      | 2,524,652,114 |
| II 剰余金処分案       | 766,015,894   |
| 1 法定準備金         | 0             |
| (剰余金の1/5)       |               |
| 2 利用分量割戻金       | 586,376,461   |
| (1)火災共済割戻金      | 311,369,920   |
| (2)風水雪害特約割戻金    | 87,531,492    |
| (3)自動車共済割戻金     | 187,475,049   |
| 3 任意積立金         | 179,639,433   |
| (1)大規模災害リスク積立金  | 24,639,433    |
| (2)事業リスク対応積立金   | 50,000,000    |
| (3)システム改修等積立金   | 100,000,000   |
| (4)自動車共済臨時費用積立金 | 5,000,000     |
| III 次期繰越剰余金     | 1,758,636,220 |

表4 組合員数及び出資口数の状況

| 項 目       | 6年度末<br>現在 | 7年度中増減  |           |             | 7年度末<br>現在 |
|-----------|------------|---------|-----------|-------------|------------|
|           |            | 増加      | 減少        | 差引増減        |            |
| 組合員数(名)   | 158,725    | 4,632   | 5,610     | △ 978       | 157,747    |
| 現職組合員     | 64,737     | 1,877   | 2,797     | △ 920       | 63,817     |
| 退職者組合員    | 93,988     | 2,755   | 2,813     | △ 58        | 93,930     |
| (うち承継組合員) | (3,096)    | (917)   | (24)      | (893)       | 3,989      |
| 出資口数(口)   | 15,130,547 | 350,433 | 1,369,960 | △ 1,019,527 | 14,111,020 |

(注) △印は減を示す。

表5 火災共済加入状況

| 区分    | 共済契約件数  | 契約口数        | 共済掛金           |
|-------|---------|-------------|----------------|
| 令和7年度 | 69,779件 | 17,224,260口 | 1,034,451,560円 |
| 令和6年度 | 70,875  | 17,303,295  | 1,038,676,200  |
| 比較増減  | △1,096  | △79,035     | △ 4,224,640    |
| 増減率   | △1.5%   | △0.5%       | △0.4%          |
| 令和5年度 | 72,268  | 17,549,793  | 1,043,375,820  |
| 令和4年度 | 73,526  | 17,771,202  | 1,066,434,630  |

(注) △印は減を示す。

表6 風水雪害特約共済加入状況

| 区分    | 特約付加件数  | 契約口数       | 特約共済掛金       |
|-------|---------|------------|--------------|
| 令和7年度 | 29,412件 | 7,299,474口 | 365,628,620円 |
| 令和6年度 | 29,432  | 7,211,247  | 361,217,670  |
| 比較増減  | △20     | 88,227     | 4,410,950    |
| 増減率   | △0.06%  | 1.2%       | 1.2%         |
| 令和5年度 | 29,509  | 7,192,897  | 360,210,550  |
| 令和4年度 | 29,594  | 7,177,641  | 359,132,130  |

(注) △印は減を示す。

表2 損益計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  
(単位：円)

|       |           |                |
|-------|-----------|----------------|
| 経常収益  | 共済掛金収入    | 5,670,582,420  |
|       | 共済契約準備金戻入 | 5,565,838,496  |
|       | 支払備金戻入    | 1,841,351,000  |
|       | 資産運用収益    | 153,411,674    |
|       | 集金事務手数料収入 | 27,133,118     |
| 経常費用  | 雑収入       | 7,393,862      |
|       | 合 計       | 11,424,359,570 |
|       | 共済金支払額    | 2,328,728,946  |
|       | 見舞金等      | 1,200,000      |
|       | 支払再共済掛金   | 1,507,590      |
| 経常費用  | 共済契約準備金繰入 | 5,366,156,060  |
|       | 支払備金繰入    | 1,872,710,000  |
|       | 事業経費      | 2,698,538,389  |
|       | 雑損失       | 0              |
|       | 合 計       | 10,396,130,985 |
| 経常利益  | 経常剰余金     | 1,028,228,585  |
|       | 特別利益      | 3,694,795      |
|       | 税引前当期剰余金  | 1,031,923,380  |
|       | 法人税等      | 73,234,597     |
|       | 法人税等調整額   | 53,184,000     |
| 当期剰余金 | 当期剰余金     | 905,504,783    |
|       | 前期繰越剰余金   | 1,619,147,331  |
|       | 当期未処分剰余金  | 2,524,652,114  |
|       | 当期未処分剰余金  | 2,524,652,114  |
|       | 当期未処分剰余金  | 2,524,652,114  |

事業概要  
本組合は、消費生活協同組合に準拠した職域生協として設立し、昭和29年4月より火災共済事業を開始し、また、町村職員保有の自動車による不慮の自動車事故によって生ずる経済負担に備えるため、昭和42年4月より自動車共済事業を実施しています。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村等職員の生活の安定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今日に至っています。

事業概要  
本組合は、消費生活協同組合に準拠した職域生協として設立し、昭和29年4月より火災共済事業を開始し、また、町村職員保有の自動車による不慮の自動車事故によって生ずる経済負担に備えるため、昭和42年4月より自動車共済事業を実施しています。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村等職員の生活の安定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今日に至っています。

事業概要  
本組合は、消費生活協同組合に準拠した職域生協として設立し、昭和29年4月より火災共済事業を開始し、また、町村職員保有の自動車による不慮の自動車事故によって生ずる経済負担に備えるため、昭和42年4月より自動車共済事業を実施しています。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村等職員の生活の安定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今日に至っています。

令和7年度  
町村職員生活協同組合が実施している火災共済及び自動車共済の令和7年度事業概要及び決算については、本年6月17日に開催された総代会の議決を得ましたので、定款の規定に基づき次のとおり公告いたします。

令和7年度  
町村職員生活協同組合  
自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

令和7年度の事業概要  
は左記のとおりとなり、組合員については、前年度比97.8名の減となりました。退職者組合員は、93,930名のうち2,755名が令和7年度中に退職者組合員となり、亡くなられた組合員の契約を配偶者が引き継いだ承継組合員数は3,989名となりました。

令和7年度の事業概要  
は左記のとおりとなり、組合員については、前年度比97.8名の減となりました。退職者組合員は、93,930名のうち2,755名が令和7年度中に退職者組合員となり、亡くなられた組合員の契約を配偶者が引き継いだ承継組合員数は3,989名となりました。

令和7年度の事業概要  
は左記のとおりとなり、組合員については、前年度比97.8名の減となりました。退職者組合員は、93,930名のうち2,755名が令和7年度中に退職者組合員となり、亡くなられた組合員の契約を配偶者が引き継いだ承継組合員数は3,989名となりました。

表7 自動車共済加入状況

| 区 分   | 契約台数     | 共済掛金           |
|-------|----------|----------------|
| 令和7年度 | 164,407台 | 4,270,502,240円 |
| 令和6年度 | 167,058  | 4,348,458,960  |
| 比較増減  | △2,651   | △77,956,720    |
| 増減率   | △1.6%    | △1.8%          |
| 令和5年度 | 170,224  | 4,448,730,010  |
| 令和4年度 | 173,174  | 4,536,436,170  |

(注) △印は減を示す。

表8 火災共済金支払状況

| 区 分   | 火災共済金<br>(内 地震等災害共済金) |                              | 臨時費用共済金 |             | 残存物取片づけ費用共済金 |            | 失火見舞費用共済金 |          | 合 計          |
|-------|-----------------------|------------------------------|---------|-------------|--------------|------------|-----------|----------|--------------|
|       | 件 数                   | 金 額                          | 件 数     | 金 額         | 件 数          | 金 額        | 件 数       | 金 額      |              |
| 令和7年度 | 512件<br>(36)          | 316,049,731円<br>(10,728,000) | 475件    | 35,233,045円 | 162件         | 5,983,683円 | 3件        | 992,680円 | 358,259,139円 |
| 令和6年度 | 678<br>(295)          | 264,454,028<br>(115,978,000) | 375     | 16,906,186  | 105          | 3,157,097  | 1         | 600,000  | 285,117,311  |
| 比較増減  | △166<br>(△259)        | 51,595,703<br>(△105,250,000) | 100     | 18,326,859  | 57           | 2,826,586  | 2         | 392,680  | 73,141,828   |
| 増減率   | △24.5%                | 19.5%                        | 26.7%   | 108.4%      | 54.3%        | 89.5%      | 200%      | 65.4%    | 25.7%        |
| 令和5年度 | 594<br>(84)           | 319,854,613<br>(36,395,000)  | 511     | 29,467,513  | 152          | 6,629,922  | 1         | 0        | 355,952,048  |
| 令和4年度 | 677<br>(7)            | 256,843,377<br>(1,710,000)   | 669     | 30,362,926  | 243          | 6,180,996  | 1         | 573,195  | 293,960,494  |

(注) △印は減を示す。

表9 風水雪害特約共済金支払状況

| 区 分   | 特約共済金 |             | 臨時費用共済金 |             | 残存物取片づけ費用共済金 |            | 合 計          |
|-------|-------|-------------|---------|-------------|--------------|------------|--------------|
|       | 件 数   | 金 額         | 件 数     | 金 額         | 件 数          | 金 額        |              |
| 令和7年度 | 136件  | 95,499,396円 | 136件    | 14,354,250円 | 45件          | 1,325,658円 | 111,179,304円 |
| 令和6年度 | 87    | 70,565,861  | 86      | 9,933,886   | 23           | 725,106    | 81,224,853   |
| 比較増減  | 49    | 24,933,535  | 50      | 4,420,364   | 22           | 600,552    | 29,954,451   |
| 増減率   | 56.3% | 35.3%       | 58.1%   | 44.5%       | 95.7%        | 82.8%      | 36.9%        |
| 令和5年度 | 131   | 110,264,407 | 131     | 16,392,410  | 42           | 1,662,763  | 128,319,580  |
| 令和4年度 | 280   | 217,314,298 | 280     | 32,084,780  | 109          | 3,710,097  | 253,109,175  |

表10 自動車共済金支払状況

| 区 分   | 対物賠償共済 |                | 対人賠償共済 |              | 合 計    |                |
|-------|--------|----------------|--------|--------------|--------|----------------|
|       | 件 数    | 共 済 金          | 件 数    | 共 済 金        | 件 数    | 共 済 金          |
| 令和7年度 | 4,355件 | 1,395,468,080円 | 672件   | 463,822,423円 | 5,027件 | 1,859,290,503円 |
| 令和6年度 | 4,277  | 1,274,895,080  | 653    | 487,780,727  | 4,930  | 1,762,675,807  |
| 比較増減  | 78     | 120,573,000    | 19     | △23,958,304  | 97     | 96,614,696     |
| 増減率   | 1.8%   | 9.5%           | 2.9%   | △4.9%        | 2%     | 5.5%           |
| 令和5年度 | 4,506  | 1,259,375,099  | 635    | 367,961,529  | 5,141  | 1,627,336,628  |
| 令和4年度 | 4,163  | 1,045,359,406  | 630    | 535,958,324  | 4,793  | 1,581,317,730  |

(注) △印は減を示す。

表11 自動車共済臨時費用支払状況

| 区 分   | 傷 害   |          | 死 亡  |          | 合 計   |            |
|-------|-------|----------|------|----------|-------|------------|
|       | 件 数   | 金 額      | 件 数  | 金 額      | 件 数   | 金 額        |
| 令和7年度 | 20件   | 600,000円 | 6件   | 600,000円 | 26件   | 1,200,000円 |
| 令和6年度 | 21    | 630,000  | 1    | 100,000  | 22    | 730,000    |
| 比較増減  | △1    | △30,000  | 5    | 500,000  | 4     | 470,000    |
| 増減率   | △4.8% | △4.8%    | 500% | 500%     | 18.2% | 64.4%      |
| 令和5年度 | 23    | 690,000  | 1    | 100,000  | 24    | 790,000    |
| 令和4年度 | 16    | 480,000  | 4    | 430,000  | 20    | 910,000    |

(注) △印は減を示す。

## 情 報

こうした中、森林を木材の供給源としてだけでなく、健康、観光、教育といったさまざまな分野での体験プログラムのフィールドとして位置づけ、山村地域に収入・雇用の機会を生み出す「森林サービス産業」への関心が高まっています。森林空間が持つ癒しの効果や、五感を刺激する教育的な価値は、ストレス社会に生きる現代人に

## 1. 森林サービス産業とは

わが国の国土の約3分の2を占める森林は、木材生産のみならず、水源涵養や国土の保全、保健休養の場の提供など、人々の暮らしを支えてきました。しかし、近年の急激な人口減少や少子高齢化、それにもなう地方の疲弊は、森林管理の担い手不足を深刻化させ、豊かな森林を次世代に引き継ぐための大きな壁となっています。

とって、まさに求められているものと言えます。一方、山村地域にとっても、都市住民が森林を訪れ、多様なサービスを享受することは、関係人口の創出や地域経済の活性化にもつながります。

「森林サービス産業」は、森林空間を訪問・体感するサービス提供を通じて



▲フォレストアドベンチャー・小田原

## 2. 『森林サービス産業白書』制作のねらい

本年6月に閣議決定された新しい「森林・林業基本計画」においても、人と森林との関係を深化させ、山村地域の所得の向上や豊かな森林づくりにつなげる取組を「森業（もりぎょう）」として推進することとしています。具体的には、森林浴やアウトドアスポーツ、環境学習、企業の森づくりなどがニーズとして想定されており、まさに森林サービス産業の展開を踏まえた施策となっています。

で、人々の健康で心豊かな生活や企業で働く人の活力向上などに貢献し、山村をはじめとした地域社会に新たな雇用と所得機会を生み出すことを目的としています。林業や木材産業だけでなく、豊かな森林空間そのものを活用し、多様化する国民の価値観やライフスタイルに応じたサービスを提供していくことが求められています。

# 森林の空間利用で地域に新たな価値を 『森林サービス産業白書』の刊行について

公益社団法人 国土緑化推進機構 政策企画部主席主任 矢島万理

「森林サービス産業」が提唱された2018年から、林野庁をはじめさまざまな関係機関・団体とともに実際に取り組む地域の支援など、森林サービス産業を推進してきました。そのような背景から、今後、森林所有者をはじめ、新規参入者や地域が森林サービス産業に取り組む際に参考となるような書籍の必要性を感じ、制作することとなりました。

2023年に「森林所有者による森林サービス産業推進事業」を立ち上げました。3年間の当事業では、（一財）林業経済研究所と（国研）森林研究・整備機構森林総合研究所を中心とした、研究者とともに調査研究に取り組みました。現地検討会も実施し、森林サービス産業に取り組む地域を視察したり、地域で実際に事業を行うみなさまと意見交換を行いました。また、森林所有者とのつながりが深い、（一社）日本林業経営者協会、全国森林組合連合会、全国林業研究グループ連絡協議会、林野庁といった組織・団体にもオブザーバーとして参加いただくこと

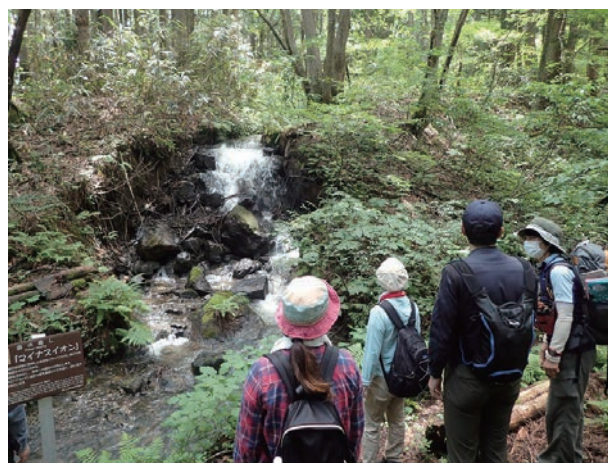
国土緑化推進機構では、「森林サー

で、さまざまな視点から検討を行うことができました。これらの調査結果を元に、『森林サービス産業白書』をまとめています。

### 3. 『森林サービス産業白書』の内容

本書の執筆・編纂は、「森林サービス産業白書編集委員会」として、森林サービス産業推進事業の実施主体である国土緑化推進機構、同推進事業を受託した林業経済研究所、そして実際に調査に携わった森林総合研究所を中心とした研究者によってなされました。

第1章では、「森林サービス産業の概要」として、これまでの森林サービ



▲長野県信濃町での森林セラピー体験

ス産業をめぐる施策や社会の動向を全体的に整理したうえで、本書の扱う森林サービス産業とその対象について、関連利用活動、フィールド、関係主体に跨る実態的な定義・範囲を示しています。また、施策において想定されてきた健康・観光・教育の3分野に即して、これまでの関連の取組や研究動向などについても概観しています。

そのうえで、第2章では、「森林サービス産業の事例集」として、全国における54の取組について、事業者ベースで紹介しています。これらの事例は、森林

サービス産業の対象となる利用活動やフィールド、さらには事業形態の多様性が詳らかになるよう、編集委員会での議論を重ね選定しました。紙面が限られていることから、ここで紹介できなかった事例も多々あり、それぞれ素晴らしい取組をされていることを付け加えておきます。各事例の紹介にあたっては、まず事業の特徴や魅力を伝える「ガイドブック」の内容として『事業紹介』を掲載し、その後『事業展開・背景』にて、今後森林サービス産業への事業参入や発展の参考となるよう、各事業の内面に踏み込んだ「ハンドブック」としての記述を行っています。第3章では、「森林サービス産業の

関連データ集」として、現状の事業者の取組や利用者の動向について、数値的に整理しました。これまで森林サービス産業の公式統計は取られていないため、本書では、個別の利用活動に即したデータ、利用者ポテンシャルに関するデータ、森林所有者の事業参入に関する意向データ、事業

展開や利用に役立つ地理情報データといった観点から、既存の統計や調査結果を踏まえた整理を行っています。

そして、第4章では、これまでの施策や各種事業としての森林サービス産業の展開に横串を刺す形で、各事例に共通する課題を導出するとともに、その解決に向けての方向性やノウハウの提示を試みました。現状において、森林サービス産業をめくっては、「公」と「民」の役割分担、事業としての採算性の確保、人材育成・確保と組織づくり、安全・リスク管理、フィールドの立地特性の把握と情報共有といった、多くの課題があります。これらの整理を通じて、今後の対応と克服に結びつけていくことを企図しています。

以上の構成からなる本書は、森林サービス産業とその取組を、はじめて総合的・体系的に網羅した「白書」となりました。既存の事業者はもとより、新規参入をめざす森林所有者や企業



▲『森林サービス産業白書』表紙

その支援やサポートを志す行政や企業の担当者、魅力的な森林フィールドを求める都市在住者や各種の利用者、さらには関連の研究者や団体といった、幅広い読者を想定しています。

町村のみならず、地域の森林を活用した新たな価値の創造のヒントとなる内容も多数盛り込んでおりますので、ぜひご参考いただき、各地での取組の一助になれば幸いです。



#### お問い合わせ先

国土緑化推進機構 政策企画部  
TEL: 03-3262-7883  
MAIL: foreststyle@green.or.jp

## 町村

## ご当地キャラじまん

Vol.196

特産品だけじゃない！

文化・歴史を身にまとして観光大使！！

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、  
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。

北海道東神楽町

北海道

青森県

## 東神楽町マスコットキャラクター

かぐろつき

北海道東神楽町



8月3日生まれの花の妖精。いつもニコニコ笑顔で優しい。実は寂しがり屋でたくさんお友だちを作りたいと思っている。指で「L」の形を作り、体の前でぐるっと一周させる「かく-LUCKY」ポーズで出会った人に幸運を呼び込む。

花を活かした美しい環境整備に力をいれ、「花のまち」として知られる東神楽町は、旭川空港を有し、米や野菜を中心とした農業が盛んな町です。町の開拓が始まってから120年という節目の年の2013年に公募により誕生した「かぐろつき」は、北国の雪をイメージした白い体に、「アルストロメリア」「パンジー」「チューリップ」の花を頭に載せ、町花「ツツジ」の花びらの形をしたピンクのマントを身に着けています。町の広報大使にも任命され、肥沃な大地と清流で育った「お米」や「アスパラ」をはじめとした特産品のほか、「花のまち東神楽」の魅力を発信するPR役として欠かせない存在です。6月開催の「フラワーフェスタ」、8月の「ひがしかぐら花まつり」といった町内の各種イベントや旭川空港関連のイベント等で活躍しています。

## 色麻町マスコットキャラクター

活平くん・麻子ちゃん

宮城県色麻町



活平くん（左）：3月生まれ。5歳の男の子。楽しいことが大好きでお祭りに行くとワクワクが止まらない。趣味は「かっぱブリ」を踊ること。麻子ちゃん（右）：7月生まれ。3歳の女の子。えごま油が入ったスープが好物。お花とオシャレが趣味。

色麻町は、宮城県のほぼ中央北西部に位置し、南北に長い地形の農業の町です。町の歴史は古く、町内には前方後円墳等、学術的にも貴重な遺跡が残されています。長年言い伝えられてきた「かっぱ伝説」をもとに、1987年に町のマスコットキャラクターをかつぱと「活平くん」と「麻子ちゃん」が誕生しました。1988年に初代の着ぐるみがお披露目されてから、町内のイベントや学校行事等に参加し、町を盛り上げてきました。3代目となった現在の「活平くん」と「麻子ちゃん」も、変わらず町の人気者です。にぎやかな場所や楽しそうな笑い声のする場所が大好きなので、毎年夏に開催される「かっぱのふるさと祭り」等の町内のイベントはもちろん、時には町外にも出かけていって、多くの人々とふれあひながら、色麻町のPR活動が続けています。

## 鏡石町公式PRキャラクター

牧場のあーさー

福島県鏡石町



12月24日生まれ。年齢・性別はヒ・ミ・ツ・ッぽーとしていて、いかにもやる気なさそうだが、食べものの話題になるとテンションが上がってしまう。かなりのグルメで、鏡石町産のおいしいもの、特に乳製品が大好き。

鏡石町は、福島県の中央南部に位置するちいさな町で、1932年に文部省唱歌「牧場の朝」のモデルとなった日本で最初の西欧式牧場「岩瀬牧場」があることでも知られています。鏡石町を象徴する存在として誕生した「牧場のあーさー」は、「岩瀬牧場」にオランダから来た乳牛（ホルスタイン）がモチーフとなっています。町公式キャラクターとして、春の「さくらウオーク」、初夏の「鏡石あやめ祭り」、夏の「田んぼアート」、秋の「鏡石「牧場の朝」オランダ・秋祭り」等、町で開催される四季折々のイベントに参加し、町民や観光客と交流を深めています。キャラクターとしての人気も高く、パーカーやトートバッグ、文具等、数々のグッズ販売も展開中です。『鏡石町をモーターとモーターと元気で明るい街にするために、頑張るモーター』と、気合十分にPR活動を行っています。

# 町村 かわら版

高齢者熱中症予防、端末で 腕時計型を貸与

(茨城県境町)

高齢者の熱中症対策として、茨城県境町は13日、65歳以上の町民を対象に、熱中症の危険を知らせる腕時計型端末の無料レンタルを始めた。端末は秋以降に回収し、装着者から集めたデータを分析し、今後の対策に生かす。町によると、熱中症対策のため、端末を自治体が貸し出す例は全国でも珍しいという。

端末は手首に装着するタイプで、65歳以上の希望者に貸し出される。通常は緑色のランプが点滅するが、体内の温度が38度前後になると赤色に変わり、振動や警告音で熱中症のリスクが高まっていることを知らせる。警告音が鳴ることで、涼しい場所への移動や水分補給、休憩するといった対策が取れる。

町は国の補助金や特別交付税も活用して計6000万円の予算を計上。町によると、1184人が申し込んだ。

貸し出しは14日までに町内2カ所で行われる。端末を受け取った同町内門の農業、飯塚郁夫さん(82)は「外にいる時間が長

いので(熱中症の危険を)知らせてくれると本当に助かる」と話した。

(2026年7月14日・茨城新聞)

長生村、給食センター完成 「太陽キッチン」9月稼働 災害時、避難場所にも活用

(千葉県長生村)

長生村に学校給食センターが完成した。愛称は公募で「太陽キッチン」に決定。一日最大で千食の給食を調理でき、災害時には炊き出しを行ったり、緊急避難場所としても活用できる。9月から稼働開始の予定で、村の未来を担う子どもたちを育む安心安全な給食を提供していく。

村によると、これまで村内にある3小・1中学校の学校給食は、各校で調理・提供してきた。しかし、2012年に長生中の学校給食でノロウイルスによる食中毒が発生し、各校の調理場の老朽化や衛生面での問題点が表面化。安全な環境で包括して調理できる給食センターを整備することになった。

給食センターは鉄骨2階建て(調理機能は1階)で、延べ床面積は約1472平方メートル。工事費は約16億3200万円。床が乾いた状態で作業する「ドライ方式」で細菌の繁殖を防ぎ、アレルギー対応調理室も設置するなど万全の設備を整えた。

災害時の緊急避難場所としての機能も備える。海に面した長生村で、給食センターは津波の予想浸水区域外に位置。2階部分に避難困難者を一時的に収容できるようにした。駐車場にはマンホールトイレを3

基設置。停電が起きても最大72時間は稼働でき、炊き出しも行えるという。

3日に落成式が開かれた。田中喜宣副村長は、病気療養中の小高陽一村長のメッセージを代読し「この素晴らしい施設を最大限に活用し、関係職員が丸となって安全でおいしい給食の提供に万全を期していく」と述べた。

(2026年7月12日・千葉日報)

旅館「公設民営」で再生 小菅カフェやコインランドリーも 観光客と住民交流期待

(山梨県小菅村)

かつて住民や観光客に親しまれた小菅村の「かどや旅館」が、宿泊施設「Kadoya(かどや)」として再生した。村が改修費用を負担し、村が出資する「源」と県外2社が立ち上げた「EDGE」が運営する「公設民営型」。旧母屋に客室とカフェを整備。宴会場だった別館は、村民の要望に応え、コインランドリーを併設した。観光客と村民が集うスペースも設け、村は交流の場として期待する。

村によると、建物は旧母屋の木造2階建てと別館の鉄筋コンクリート平屋の2棟。それぞれ増築し、総延べ床面積は630平方メートル。旧母屋の1階はカフェで、テラスといすには、旧旅館の板材を活用した。こだわりのコーヒーやパンなどの軽食が楽しめる。客室は2階で、フローリングで14人の人数別に計8部屋ある。男女別にシャワールームを計7室備えた。

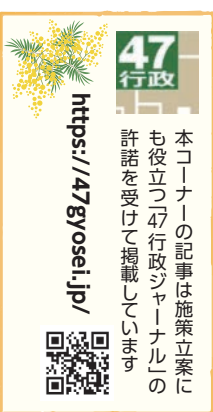
別棟には、洗濯乾燥機と乾燥機を各2台

設置。奥にコワーキングスペースと子どもが遊ぶスペースも設けた。購入、設計、解体、本体工事など総事業費は3億2845万円。このうち国の補助金は1億4032万円で補助率42%。

村によると、かどや旅館は村の中心地に、1957年ごろ開業。客室は19室あり100人の宿泊客を収容し、宴会や無尽を受け入れる二つの大広間や理容室もあり、村民に親しまれた。だが2019年に廃業。甲府地裁で建物、土地が競売にかけられ、村が1200万円で落札、購入した。村はプロポーザル式で指定管理者を公募し、EDGEを採用。旅館の利活用について、村民から意見を聞くワークショップを開き、高齢者からコインランドリーの要望が出た。

村民に5月下旬に披露、コインランドリーを開業した。6月15日にプレオープンし、カフェもスタート。7月18日にグランオープンする。村担当者は「ワークショップで村民が多く思い出を語ってくれた。村にとって価値ある建物を生かし、村外の人と村民の交流が生まれることを期待している」としている。

(2026年7月11日・山梨日日新聞)



## 情 報



公認会計士や学識経験者等約1,000人の  
専門的アドバイザーが皆さまをサポート！

## 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 令和8年度の派遣申請を受付中！

地方公共団体が直面する課題の解決を図るために、総務省と  
地方公共団体金融機構が共同でアドバイザーを派遣する事業を実施しています。

地方公共団体の  
**約70%**が  
活用

アドバイザー  
派遣は年間で  
**約5,200回**  
※R7実績

**複数回の  
派遣可能！**  
※派遣回数の上限を  
5回→10回に引き上げ

**無料**  
予算措置  
不要

### 1 事業概要

#### (1) 支援分野 ※⑩は啓発・研修事業のみで実施

- ① 公営企業・第三セクター等の経営改革  
・ DX・GX の取組 ・経営戦略の改定・経営改善 等
- ② 公営企業会計の適用
- ③ 地方公会計の整備・活用
- ④ 公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）
- ⑤ 地方公共団体の DX  
・ 情報システムの標準化・共通化 ・DX の機運醸成  
・ AI・RPA 利活用推進 等
- ⑥ 地方公共団体の GX
- ⑦ 地方公共団体間の広域連携  
・ 公共施設の集約化等 ・専門人材の確保 ・事務の共同実施
- ⑧ 地方税務行政の DX 等  
・ 課税事務の効率化 ・徴収事務の効率化
- ⑨ 地方創生の取組 ※好事例の横展開を行うもの  
・ 持続可能な生活環境の創生 ・地域経済の高付加価値化 等
- ⑩ 首長・管理者向けトップセミナー

#### (2) 支援の方法

##### 課題対応アドバイス事業

地方公共団体・公営企業が直面する課題  
に対して、当該課題の克服等、財政運営・  
経営の改善に向けたアドバイスを必要とす  
る場合に団体の要請に応じて派遣

##### 啓発・研修事業

都道府県が市区町村・公営企業等の啓発  
のため、支援分野の研修を行う場合に派遣



活用団体の  
声

・予算措置なしでアドバイスを  
受けられることはありがたい。  
・下水道使用料改定案について、  
担当者に寄り添った技術的な  
アドバイスをいただけたこと  
で、適切な料金水準に改定す  
ることができた。

### 2 申請期間（令和8年3月～令和9年1月末）

令和8年度も切れ目なく申請を受け付けます。

※派遣日程等は申請受付後でも変更可能です。活用が見込まれる場合には、計画ベースで申請いただいて差し支えありません。



手続き簡単！  
全国どこへでも  
派遣OK！

※申請に際しては、本事業の Web システムをご利用いただきます。  
Web サイトに掲載している手引きやマニュアルを参考にしてください。

▼ 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

経営・財務マネジメント強化事業

検索

<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html>



お問い合わせ先：地方公共団体金融機構 地方支援部 支援企画課

☎ 03-3539-2676

✉ [shienkikaku@jfm.go.jp](mailto:shienkikaku@jfm.go.jp)



金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く  
地方公共団体金融機構  
Japan Finance Organization for Municipalities

## 随 想

## 「飛鳥・藤原の宮都」世界文化遺産の登録

日本国創成の地と言われる明日香村は、1956年に飛鳥村、高市村、阪合村の三村が合併して明日香村になって以来、今、大きな変化の節目を迎えています。奈良県、橿原市、桜井市とともに世界遺産登録を進めてきた「飛鳥・藤原の宮都」が、今年7月に韓国で開催される世界遺産委員会で登録の審議をされる予定になっています。

のとき、飛鳥を翔(かけ)た女性たち(2015認定)などの三つの日本遺産(文化庁所管)の指定をいただいたり、昨年はUNESCOから、明日香村をBTV(持続可能性を尊重する観光地、世界236カ所、国内12カ所(2025年)に認定されました。これらに加え、世界遺産登録により「世界に光り、飛鳥が賑わい、村人も誇れる」と考えています。

明に向けて埋蔵文化財の発掘調査が長きにわたって進められていて、高松塚古墳壁画が発見(1972年)された頃から、国や県、明日香を愛する方々による村民生活への支援も進むなか、明日香の昭和の農村生活、農村景観が守られてきました。しかし、明日香村で育った若い世代は飛鳥の地を去り、去れない者は家庭に閉じこもり、本村でも急速に少子高齢化が進展していく様を、奈良県庁で都市計画や道づくり街づくりを担

私は、転勤族の両親に連れられ、

明に



## 世界に光る「明日香まるごと博物館」づくり

奈良県町村会長・明日香村長 森川 裕一

私たちの世界遺産登録への想い

は、「日本の若者や世界中からの来訪者に、日本の歴史・文化・農山村を体感していただける場所として、明日香村を再構築するんだ。」というところにあります。日本各地で取り組まれていることですが、飛鳥だからこそ、日本国の創成の過程や自然と共生し続けてきた日本人の姿をより具体的に感じていただけたと思っています。

そのために、まずは「日本国創成

西日本の各地で幼稚園を2園、小学校を4校通いました。中学生になり、奈良県に落ち着き、以来奈良市、生駒市などの歴史と自然溢れる住宅地で暮らして、住みやすい大都市郊外部での生活に満足して、両親が戻って暮らしていた実家のある「古里明日香」は、盆や正月、そしてとても心が疲れたときに帰る「鄙(ひな)の地」といった感じでした。

明日香村では、大阪都市圏の外縁部に位置しながらも、飛鳥時代の解

当しながら残念に感じていました。

## 明日香まるごと博物館づくり

明日香村は、1980年以降「明日香村特別措置法」が施行され、これにより、都市開発は抑制され、瓦葺きの農村景観が保全されてきた特異な村です。今、明日香村では、村を訪れた方々が昭和の名残のある農村景観と日本国創成の遺跡を肌で感じいただけるよう、村全体を屋根のない博物館にみだてる「明日香まるごと博物館」づくりに取り組んでいます。

誇りと満足感を持って、飛鳥で暮らし営むための三つの取組

一つ目は「教育」です。

目標としては、自立した社会人づくりです。

具体的には、幼稚園・小中学校での12年間一貫した明日香学の推進と幼稚園をこども園へと整備を進めることです。

二つ目は「トータルケアステーションづくり」を本格的に進めることです。

安心と誇りを持って最期時まで過ごすことができる仕組みを構築していきます。

三つ目は世界遺産登録を機に、にぎわいの街づくりを加速していくことです。

グリーンスローモビリティによる歴史ガイドの充実や、星のや飛鳥の開業を控えるなど、盛り上がりを見せています。

いつか「飛鳥を歴史文化首都へ」

私の座右の銘は「無用の用」です。時に無用に思える交流や知識、空間が、いつかなくてはならない物に飛躍することを信じて、これから村づくりを続けます。

※追記

令和8年7月26日(日)、「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産一覧表への記載が決定しました！